**明治大学法科大学院「ジェンダーと法Ⅰ」授業参加者アンケート**

2018年6月8日（金）「司法における男女共同参画」

ゲストスピーカー：金澄 道子 弁護士

|  |
| --- |
| **本日の講義に参加した動機を自由に記入してください。**  ・辻村先生のジェンダーと法の授業を履修したことをきっかけに,日本においての女性差別が多くの分野・場面において見受けられるということを知るに至り,今回の公開講義でより現状を知ることができると思い,参加した。  ・授業の一環  ・弁護士の先生による男女共同参画について実務ではどのような状況なのかといったことや,広く法曹界の事情について話を伺えることを知って,参加しました。  ・タイミングよく案内を拝見したため  ・私は,弁護士になりたいと思っているのですが,女性なのでジェンダーへの配慮などは世間より当然に求められるものと考え,今後,法科大学院を卒業した後のことをふまえて本講義を受けました。女性法曹の現状や問題点,現在行われている取組みなど普段の講義より重点的に法曹について学べると伺っていたので大変楽しみになりました。  ・男女共同参画に興味をもったため。  ・修了後9年,三振して再就職して6年になります。明治ロー入学前の会社員時代,仕事で直面する様々な差別が苦しく,その生きづらさを理論的に解明したいと考えたことが,ロー志望の動機の一部でした。再就職して6年,自分が20代の頃とは女性の社会進出の点で大きく様変わりしたと実感するものの,まだまだ女性が弱者の立場に追いやられている点も見逃せません。働く現場で今の自分に何ができるか,より女性も男性も働き易い生きづらさを感じない社会を次の世代に引き継ぐために考えてみたいと思っています。  ・授業内での講義ではありましたが,参加してよかったと思います。  ・辻村先生の「ジェンダーと法」の講義を履修しており,講義を受けていくうえでジェンダーについて興味が湧いたので,今回の講義をとても楽しみにしておりました。  ・「ジェンダーと法」という法科大学院での講義を通してジェンダーという概念に非常に興味を抱いたため聴講させていただきました。特に上記講義では,憲法14条に定める平等原則をテーマに報告をし,これに関連して男女共同参画やポジティブアクションについて更に深く関わりたいと思ったため参加させて頂きました。又,実務家の生の意見を知る機会は多いものではないのでとても貴重な機会を思い参加しました。  ・辻村先生のお話にもあったように,ジェンダーの学びは,社会に出てから非常に役立つと思います。自分も社会人として働いてきましたが（民間及び国家公務員,弁護士事務所でのエクスターン経験）,いずれにおいても,ジェンダー教育やジェンダー意識改革が進んでおり,学習や知識が必要でした。弁護士事務所では,ボス弁護士がハラスメント等（ジェンダー他）の講演を依頼されていましたし,役所では職員に対しジェンダー教育の機会が設けられていました。また最近,民間企業で働いた時に,就業規則の見直しをした際,厚労省モデルを参考にしてハラスメント(ジェンダー他)に関する条文を充実するように努めました。民間でもジェンダーの知識が必要となります。このような体験から,ジェンダー（及びハラスメント）の学習や研究は実務においても非常に重要であり,ニーズも高いと実感します。これからはハラスメントやジェンダーの相談は社会でも今後増々増えると思います。司法修習の必修科目にしてもよい位かもしれません。社会からのニーズは確実です。  ・ジェンダーと法Ⅰを履修しているので,本講義に参加しました。また,私自身女性であり,将来司法試験を受験し法曹として活動することを目標としているので,女性の実務家のお話を聴くことのできる貴重な機会だと考えたのも今回参加させていただきました理由の１つです。  ・交換留学生として日本の司法における男女共同参画の現状を知りたいです。 |
| **本日の講義の感想を自由に記入してください。**  ・認知制度をはじめ、自分が知らなかった分野での差別があることを知れてよかった。  ・法律家はその現状を変えていくことができる法律であることが分かった。  ・女性弁護士のリアルな事情を具体的に聞けたのが,特にためになった。自分が弁護士になったときに,どのような環境で働きたいかということを今までよりもさらに考えるきっかけとなった。法を学び法曹として働く人の中にも男女間での差があることを自然のことと考える人がいるのは非常に問題だと思ったし,その状況を改善するための策がしっかりある必要性を感じた。私自身も弁護士になり,男性に女性弁護士だからと言われたり,世の中にもそのように思われないように,本当に人の力になれる弁護士になりたいと思った。貴重なお話を聞かせてくださってありがとうございました。  ・“法曹界は女性が少ない”という話はよく聞くが,実際に働いている方から,具体的なエピソードや資料,データを基にお話しして頂けたので参考になった。  ・法曹という全く同じ資格を持った人のはずなのに,それでもなお,収入・所得や顧問契約数などに明らかな差があることに驚きました。出産や子育てで男性と同じように仕事ができないことが,このような結果になっていることは,積極的な差別ではないけれど,改善しなければならない話題なのではないかと思いました。  ・女性弁護士の相対数が少ないことに加えて,家族内・家庭内での女性に対する差別などを,女性の観点から知ることができて一般論も踏まえつつ,具体論もまじえながら説明して頂けて,とても貴重な時間を過ごすことができました。  ・女性差別に関する事案を教える上での今までステレオタイプやマジョリティの考え方・経験でしか考えられなかったが,マイノリティーの経験や考え方をしっかり理解し考えることの重要さに気づけました。  ・辻村先生の講義で勉強したことに加えて,実務家である弁護士の先生による実務の視点から同じ男女共同参画について新たに勉強することができました。特に弁護士には多種多様な人材が求められるということと男女共同参画とのつながりについて理解が深まりました。そして弁護士の多種多様が求められるとするなら,司法試験合格者増加に伴う弁護士人数の増加を問題視する立場がある中で,なぜそうした問題が発生しているのか疑問にも感じました。  ・家族法で伝統的人間像が現実の人間像になってきたことは,経済学では古典的経済学と行動経済学の関係に近いと伺いました。「合理的判断」が障害者への「合理的配慮」を考える方々の「判断」とならないようにと気になりました。  ・別姓について。夫・妻本人たちの問題を超えて子どもの氏名の安定（アイデンティティ）としても考える視点が欲しいです。父・母が結婚・離婚を繰り返した場合,子は誰の姓で生きるのか  ・今までは,男女間の差別といえば旧民法の行為能力の話や参政権のイメージが強かったのですが,労働の問題が想像以上に多く驚きました。男女共同参画がなぜ法曹に必要かというところで,弁護士が人権侵害に気づくために多様性が必要であるとありましたが,これは,司法へのアクセスが整っていてはじめて活きてくるものだと思うので,法曹と学校などの他の分野との関連も重要と感じました。本講義によって法曹のみならず他分野についても男女共同参画が強く要請されることを実感しました。  ・DVの話にとても興味を抱きました。現在,私に彼氏がいるのですが,もちろん暴力は受けていません。しかし金澄先生の挙げていた夫婦間の夫婦間のモラハラの例を聞いてみると,もしかしたらそれに当たるものは受けているのではないかと思ってきました。まだ少し言い過ぎでは,という程度ではありますが,「言葉や態度による静かな暴力（的なもの）→私の全てを肯定してくれるような優しい言葉や態度」ということの繰り返しには当てはまります。私はまだこれをＤＶとは認識していませんが,これが重要になってＤＭともいえる状態になる可能性は否定できないと感じました。ＤＶは,「辛いなら逃げればいい」ということが簡単にはいかないことを学びました。たしかに,アメとムチというようなＤＶのサイクルの現状も,受け手によっては心地よいととらえることもあるかもしれないし,自分ではＤＶと認識していないこともあると思います。この問題は,客観・主観どちらの観点からみても難しいものだと思いました。  ・「家族における暴力の国の介入」というテーマが非常に参考になりました。  ・労働者派遣と高度プロフェッショナル制度の構図がまったく同じであることに驚いた。社会の分断をあおるような条件は注視しなければならないと思った。弁護士になりたいと思う気持ちが高まった。  ・昭和51年に女性修習生に対する差別発言には本当に驚きました。憲法では平等だと言っているのに,実際の社会の認識はそうではないということが,今ではだいぶましになったとしても,まだまだだと思いました。また,「女性は差別・人権侵害のカナリア」だというお話があり,女性に問題があらわれ,それを放置することで社会全体の問題になって初めて,その問題について考えられるという,社会の流れになっているのが現状だと思いますが,女性に問題が生じた時点でどうすべきかを考えるべきではないかと思いました。司法でもまだ女性は弱い立場であることがデータからだけでなく,金澄先生の経験からも分かりました。これから女性だけでなく男性の意識が変わり,女性の差別問題について裁判での考え方等,社会の考え方が変わっていければいいなと思います。実際に扱った事件をもとにお話がきけてよかったです。  ・女性である私にとって,弁護士になるという目標を持ちながらもライフプランが立てにくい等のうわさを聞いていたので,出産・子育てとの両立は難しいのかなあと今まで不安に思っていいました。中でも具体的な就業時間や収入等も把握できたことはとても有意義でした。私は将来,自分でそういった環境で育ったことも考慮して,母子家庭でシングルマザーとして子育てと仕事に取り組む人を支えていけるような弁護士になりたいと思っています。今日の講義で現代の母子家庭についての問題を把握することができて,とても良かったです。今日の講義を原動力に日々の勉強に取り組んでいこうと思いました。  ・弁護士業においてもこんなに女性が少ないとは思わず,びっくりしました。ジェンダーについ  　ては法的な解決を考えていかなければならないのに,司法の業界で女性差別があるというのは問題だと思いました。私も女性であり,弁護士を目指す身として何か女性であるということを活かして司法分野の男女共同参画について考え,また活動していきたいと将来について考えるよいキッカケにもなりました。  ・実務家においても自分が思っていた以上に女性比率が低かったです。現に今所属している法科大学院では男女比がそこまであると思えないからです。本来ならば多種多様な社会問題に対応するためにも実務家の男女比は1:1が理想ではあるが,実際問題難しいところです。これを是正するために様々な法制度取組みがなされていますが,日本固有の女性への認識が根深くある以上,根本的な改革はすぐにはできないというのが正直な感想です。しかしながら様々な男女格差を是正する法曹だからこそ一般企業よりも先だって男女共同参画やポジティブアクション等のモデルとなるべきだと思います。又,法曹は例えば身体的男女差により必然的に雇用率に偏りがある職種ではないため制度的改革自体は可能かと思います。講義内でも様々な取組みの具体例が挙げられていましたが,私はそれだけでは足りないと思います。そもそも女性が法曹になりたいと思える制度が必要だと思います。具体的にはポジティブアクションを積極的に行い（差別的にならないようにすることが勿論である）,それを社会全体に認識させる（身近なものでいえばＣＭ等）ことが重要と考えます。  ・実務での経験を交えてお話して頂けたのでとても分かりやすかったです。ジェンダーと法の講義でも勉強していたつもりでしたが,自分が考えている以上に男性側の意識がまだまだ足りないのだと感じました。  ・性別が問題になるのも,究極には多様な価値観,意識,経験等を社会に反映させる必要があるからだと思いました。女性がより多く積極的に社会活動に参画すればより多様な価値観や意識,経験を社会的に反映することができ,より豊かな社会になると思います。さまざまな説得力あるデータを豊富に示していただき,具体的で大変充実した内容でした。とても興味深く拝聴しました。「女性は,差別・人権侵害のカナリアである」とは言い当てています。その言葉の意味が近未来,分からないような社会になることが理想です。  ・司法分野における女性の割合が昔と比べて増えてきてはいるようですが,やはり身の回りに女性の実務家は多くなく,実際に女性の実務家の現状や経験談を聴くことができ,とても貴重な経験となりました。私は地方出身なので,女性弁護士ゼロの地域支部が問題となっていることを知り,将来を考える上での１つの指針になりました。また,女性のワークライフバランスにおいて重要な要素となる結婚や子育てについても収入や所得で男性とは差が出てしまうとしても「妻」や「母」としての経験を活かせるというお話を聴けてよかったです。今日,労働分野におけるセクハラ・パワハラ,家庭内におけるＤＶなど,ようやく女性が声を上げることができるような社会となってきているように思えるが,時代の変遷によって新たな発見・もしくは発生した男性差別があり,これからの課題は尽きることはないように思われます。こういった課題について私自身,女性としての個性を生かして積極的に考えていきたいと思います。  ・様々な経験をした様々な者が集まることによって,差別の認知とその差別の改善が進むというお話に深く共感しました。私自身もマイノリティとして生きているので,マイノリティ側からのマジョリティへの理解,マジョリティ側からのマイノリティへの理解を出来ずとも努力することで差別改善は始まっていくのかと,西確認し,核心を深めることができました。 |
| **今後,実施してほしい継続教育のテーマ・実施希望時期がありましたら,自由に記入してください。**  ・最近の新聞の記事などから,女性差別に関する潜在的な問題が考えられる事件,事案について紹介して頂ければ,より身近な問題として考えられるのではないかと思いました。  ・弁護士はある程度 働き方に幅があってワーク・ライフ・バランスも充実していると思いますが,検察官についても今日と同じテーマで検察実務についても知りたいと考えられます。  ・労働の分野で例えば女性の多い職場でも女性の仕事と私生活の調和を図るために,措置を要する必要があると思います。また弁護士のような一般の労働者と異なる職種について男女平等に向けてどのように改善できるのか知りたいです。弁護士だと加入した保険によっては育休・産休が取れていないと伺ったのですが本当ですか。次回,それらについて伺いたいです。  ・家族間のジェンダー問題について  ・官製貧困  ・公務員の正規雇用・非正規雇用の格差  ・良い面・悪い面双方について実務の実体を実務家から深く教えて頂きたいです。  ・ＤＶやハラスメント,ジェンダー関連の事件や判例を紹介していただきたいです（非常に興味深いので続編として）。  ・ＬＧＢＴなどの新しい性別の概念や,同性婚の問題について,日本では他国と比べて相当な遅れをとっているように思われます。男女差別だけでなく性的マイノリティ全般における問題についても考えてみたいです。 |

講評

|  |
| --- |
| 辻村先生より  今後のテーマについて記載されている内容は、秋学期のジェンダーと法ⅡとⅢで扱うため、できれば履修してください。 |